

市場駐車場利用約款

市場来場者で駐車場を利用する者（以下「利用者」という）が、愛知名港花き卸売事業協同組合（以下「組合」という）が管理・運営する市場内駐車場に駐車する場合、以下の規定を了承の上、利用するものとします。

第1条（目的・定義）

本約款は、利用者が、組合の管理・運営するゲート式駐車場を利用する場合に、適用されます。

2. 本約款に規定するゲート式駐車場とは、市場出入口に精算機が設置され、出入口のゲートバーにより、車両の入出庫を管理する形態の駐車場をいいます。

第2条（契約の成立）

利用者と組合との駐車場利用契約は、利用者の車両が駐車場内に入庫を開始した時点で成立します。

第3条（駐車場所の提供）

駐車場は、駐車「場所」を有償で提供するものであり、車両を預かるものではありません。また、車両の駐車以外の用途には使用できません。

なお、予め組合の許可を得ている場合は、この限りではありません。

第4条（免責事由）

組合は、次の事由によって生じた車両または利用者の損害については、組合に故意または過失がある場合を除き、賠償の責を負いません。

- ① 車両またはその積載物、取り付け物もしくは車内の物品の盗難、滅失または損傷。
- ② 駐車場内における事故または利用者同士のトラブルが原因によるもの。
- ③ 台風、風水害、地震、火災、落雷等その他の不可抗力による車両の損害。
（台風、風水害等における台車による障害、それが原因となる事故損害を含む。）
- ④ 駐車場機器等の故障に起因した損害。
（入出庫時の待機時間・機会損失等を含む。）
- ⑤ 通信回線・ネットワーク回線の混雑・切断、および精算機・コンピュータ等の故障により、カード類・現金等が利用できない場合の損害・損失等
- ⑥ 駐車場が満車の場合の待機時間、機会損失等。
- ⑦ 工事・行事等による交通規制または他の車両に入出庫を妨げられた事による損害。
- ⑧ 駐車場施設への衝突、接触その他の事故。
（制限速度、トラック等の高さ制限を超えることによる事故等も含む。）
- ⑨ 営業休止による損害。
- ⑩ 第7条（禁止行為）の規程による措置。

2. 前各号による車両または利用者の損害が、万一組合の過失に起因して発生し

た場合であっても、組合に故意または重大な過失が認められる場合を除き、組合は、利用者自身に直接発生した積極損害の限度で、賠償の責めを負います。

第5条（駐車時間）

駐車場の利用時間は、入庫から最長 48 時間（月極利用を除く）とします。これを超える場合は、事前に 組合に連絡するなどして、組合から許可を得なければなりません。

第6条（駐車できる車両）

駐車場に駐車することができる車両は、原則、愛知名港花き地方卸売市場関係者（市場を利用する者、市場に用事がある者）の車両に限ります。

第7条（禁止行為）

駐車場では、次の各号に掲げる行為をすることはできません。

- ① 駐停車中に車両のエンジンをみだりに作動させること。（アイドリングの禁止）
- ② 大音量でのカーステレオ、大きな話し声、乱暴なドアの開閉等、近隣等への迷惑な行為。
- ③ 駐車スペース以外の場所もしくは車路を使用すること、または2つ以上の駐車スペースを跨いでの駐車。
- ④ 月極専用駐車スペースに駐車すること。
- ⑤ ゲートバーの下を歩くこと。
- ⑥ 駐車場が満車の場合等、駐車場外で「入庫待ち」をすること。
- ⑦ 車両に燃料を補給、または抜き出すこと。
- ⑧ 利用者または同乗者以外の者が正当な理由なく駐車場内に立ち入ること。
- ⑨ 喫煙、火器の使用、賭け事、騒音を発する行為。
- ⑩ 駐車場内外へのごみ（吸殻、空き缶、弁当の空き箱、雑誌等）の放置・投棄、立小便等不衛生な行為。
- ⑪ 施設、器物もしくは車両を滅失し、破損し、または汚損するおそれのある行為。
- ⑫ 運転手が酒気を帯びもしくは違法薬物を使用した状態で入出庫すること、または駐車場内で飲酒もしくは違法薬物を使用すること。
- ⑬ 車両の内外を問わず、駐車場内で寝泊まりすること。
- ⑭ 許可なく演説、宣伝、募金、署名運動等の行為。
- ⑮ 許可なく物品の販売、陳列または文書の配布、掲出等を行うこと。
- ⑯ 構築物・構造物等を設置すること。
- ⑰ 組合の業務または他の利用者に迷惑となる行為。
- ⑱ 道路交通関係法令その他の法に触れる行為。
- ⑲ 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容に違反する行為

第8条（駐車料金）

利用者は、出庫時に、精算機に表示された料金を精算機に支払います。なお、

支払いには、1万円・5千円・2千円の紙幣は使用できません。千円札もしくは硬貨を用意してください。

2. 駐車時間は、入庫時に発券機で駐車券に記載している時間から、出庫時に精算機が確認した時間です。
3. 駐車券を紛失した場合、または精算機の故障の場合は、組合（組合不在の場合、警備員又はフラワーブリッジ社員）まで連絡してください。その場合の駐車料金の支払い等は、組合の案内に従ってください。

第9条（駐車方法）

駐車するときは、駐車スペース内に車両をゆっくり進めて、車両とその装着しているものすべてを必ず駐車スペース内に入れてください。

ICカード券での入庫は、入口の発券機にICカード券でタッチして、ゲートバーが上がったことを確認して、車両を前進させて駐車場に入ります。出庫するときは、精算機にICカード券でタッチして、ゲートバーが上がったことを確認して、車両を前進させて駐車場外へ出ます。

※ 入庫時の駐車券受取後および出庫時の料金支払い後には、車両を後退させないでください。車両を後退させると、上がっていたゲートバーが下降し、ゲートバーを損傷させる危険があります。その場合は、組合（組合不在の場合、警備員又はフラワーブリッジ社員）まで連絡してください。

2. ICカード券でない入庫は、車両を入口発券機の脇に横付けして、発券機から駐車券を受取、ゲートバーが上がったことを確認して、車両を前進させて駐車場に入ります。出庫は、車両を出口精算機の脇に横付けして、駐車券を精算機に挿入し、表示された料金を支払い、ゲートバーが上がったことを確認して、車両を前進させて駐車場外へ出ます。
3. 管理上必要があるときは、駐車場の全部または一部を封鎖することがあります。

※ カラーコーンあるいは、テープ類にて封鎖している駐車スペースには駐車できません。封鎖中に駐車した場合に生じた車両の破損等について、組合は一切の責任を負いません。

第10条（つり銭切れ、領収証の不発行等の場合）

精算機等の故障による領収証の不発行または釣銭切れの場合は、組合（組合不在の場合、警備員又はフラワーブリッジ社員）まで連絡してください。

第11条（駐車券・ICカード券の紛失等）

駐車券・ICカード券を紛失・忘れ等の場合、精算機に紛失・忘れ等のボタンがある場合は、そのボタンを押しその指示に従い料金の支払いをしてください。それ以外の場合は、組合（組合不在の場合、警備員又はフラワーブリッジ社員）まで連絡してください。組合の案内に従い、料金の支払いをしてください。

第12条（注意事項・連絡義務）

利用者は、駐車場内に掲出された方法または組合係員の案内に従って、駐車し

なければなりません。

2. 駐車場内の走行は徐行で、他の歩行者・車両に十分に配慮しなければなりません。
3. 機器、施設を破損させた場合、速やかに組合まで連絡しなければなりません。

第 13 条（不正駐車）

利用者が、所定の料金を支払わないで、駐車場所から機器を破損させ駐車場外へ移動したとき、その他組合が不正な駐車方法と認めた場合には、組合は、警察への通報、当該車両の駐車位置の変更（レッカー移動）または他の場所への移動、および当該車両のチェーン等での施錠をすることができるものとし、これらの組合の措置により利用者に損害が生じたとしても、利用者は一切異議を述べることができないものとします。この場合、利用者は、組合に対し、正規駐車料金および当該対応に要する費用のほか、違約金として 3 万円を支払わなければなりません。

第 14 条（放置車両の取扱い）

利用者が、組合の許可なく 48 時間を超えて車両を駐車している場合、利用者は、直ちに料金を支払いの上、当該車両を出庫しなければなりません。この場合、組合は、利用者に対し、利用者もしくは所有者等への通知または車両等への掲示の方法により、組合が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができます。

第 15 条（放置車両等の移動）

組合は、前条の場合または運営管理上支障がある場合、車両等への掲示予告の上、当該車両の駐車位置を変更し（レッカー移動）、または当該車両を他の場所に移動することができます。

第 16 条（放置車両の処分）

組合は、第 13 条ないし前条の場合において、利用者もしくは所有者等への通知または車両等への掲示の方法により車両の引取りを催告したにもかかわらず、引取りがなされないときは、利用者または所有者等に対して通知または車両等への掲出による予告の上、任意に車両の売却、廃棄等の処分をすることができます。この場合、利用者または車両の所有者等は、車両の所有権を放棄したものとし、組合に対し、車両の返還および損害賠償を請求することはできません。

2. 前項の場合、利用者は、組合に対し、正規駐車料金のほか、延滞違約金として 3 万円、前項の処分の際の手続きに係る諸費用、およびその他組合が被った一切の損害を賠償しなければなりません。

第 17 条（反社会的勢力排除）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、駐車場を利用することができません。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者（以下「反社会的勢力」という）であるとき。
 - ② 利用者が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力であるとき。
2. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、組合は、何ら催告せず、利用者の駐車場の利用を停止することができ、利用者は駐車場から直ちに車両を移動させなければなりません。この場合、組合は、車両等への掲示の方法等、組合が適当と認める方法により、お客様に対して利用停止を通知し、車両の移動を求めることができます。
- ① 前項各号のいずれかの事由に該当すると組合が判断したとき。
 - ② 駐車場を反社会的勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせたとき。
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ④ 駐車場その他駐車場の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行ったとき。
 - ⑤ 駐車場その他駐車場の周辺において、反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、迷惑を与えたとき。

第 18 条（利用者の賠償責任）

利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規程に違反した場合または駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより組合が被った損害（その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償しなければなりません。

第 19 条（その他）

組合は、駐車場の不正利用等の取締りを目的として、駐車場内およびその周辺を、ビデオ・カメラ等で撮影・録画しています。また必要に応じて捜査・防犯等の資料として、その映像を警察等に提出する場合があります。

2. 組合は車両に警告書等の文章を貼り付ける場合があります。

第 20 条（注意事項の遵守）

利用者は、本約款のほか、駐車場内に掲出している案内・注意事項等を遵守するものとします。

第 21 条（本約款の改定）

組合は、本約款について関係法令の改廃、社会事情の変化等により組合が本約款の改定を必要と判断した場合は、合理性を有する範囲で本約款を改定することができるものとします。組合が本約款の改定をした場合は、新約款が適用されるものとします。

附則 本約款は令和 7 年 4 月 1 日より適用します。